

「こども商品券利用約款」の一部変更について

現行「こども商券利用約款」	変更後	変更理由
<p>第6条（引換商品等の欠陥について） お客様が商品券と引換えた商品・サービスについて、万一、返品、<u>瑕疵</u>、欠陥その他の問題が生じたとき、お客様は利用した加盟店との間で解決していただくものとします。</p> <p>第8条（問い合わせ窓口） お客様からの問い合わせ窓口は以下のとおりです。 株式会社トイカード 代表電話 03-5806-3760 フリーダイヤル 0120-351-172</p> <p align="center">— 新 設 —</p> <p>第9条（附則） この約款は、<u>平成26年1月1日から適用します。約款は予告なしに変更することがあります。</u></p>	<p>第6条（引換商品等の欠陥について） お客様が商品券と引換えた商品・サービスについて、万一、返品、欠陥、<u>不良品</u>その他の問題が生じたとき、お客様は利用した加盟店との間で解決していただくものとします。</p> <p>第8条（問い合わせ窓口） お客様からの問い合わせ窓口は以下のとおりです。 株式会社トイカード 代表電話 03-5806-3760 フリーダイヤル 0120-351-172 <u>午前10時～午後5時（土・日・祝祭日、年末年始を除く）</u></p> <p><u>第9条（本約款の変更）</u> <u>この約款は、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）をはじめとする法令、当業界の自主規制の変更、当社の商品券に関する事業の運営の都合又はその他の事情により、その変更がお客様の一般的な利益に適合する限度で、又はこれを変更することが必要かつ相当な範囲内で変更することがあります。その場合、当社は、変更の効力発生日の1ヶ月（周知期間）前までに、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び効力発生日を当社のインターネットホームページ(URL: http://toyocard.co.jp/news/)に掲示します。周知期間経過後は、変更後の約款を適用します。</u></p> <p>第10条（附則） この約款は、<u>平成30年4月1日から効力を生ずるものとします。</u></p>	<p>○一般的に分かり易い表現にあらためるため</p> <p>○受付時間を明確にするため</p> <p>○「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号、以下「民法改正法」といいます）第548条の4の各項に適應するため</p> <p>○「民法改正法」第548条の4第2項に適應するため</p>